

# 意見書案提出書

「あきたこまちR」への全面切り替えの見直しに関する意見書(案)

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和6年3月18日

提出者  
賛成者

土田百合子	井上忠征	加藤雄太	宮川拓也	林 一輝
本間利博	加藤勝義	高橋聖悟	柴田 忍	青山 豊
佐藤誠洋	福田 誠	大日向香輝	木村清貴	鈴木勝雄
立身万千子	佐藤忠久	高橋和樹	寿松木孝	播磨博一
菅原正志	齋藤光司	菅原恵悦		

横手市議会議長 小野 正伸 様

理 由

「あきたこまちR」への全面切り替えにより、「あきたこまち」を生産したい個々の農家に対して過重の負担を強いることになる。また、「あきたこまちR」を「あきたこまち」と表示して販売することで両者の区別が判断できず、不安を感じる消費者が「あきたこまち」の購入を控えることも懸念されることなどから、意見書を提出する必要がある。

## 議会案第2号

### 「あきたこまちR」への全面切り替えの見直しに関する意見書

秋田県は令和7年度から、現在生産されている県産米「あきたこまち」をカドミウム低吸収米「あきたこまちR」にすべて切り替え、「あきたこまち」として販売する計画を進めている。

令和5年7月20日から8月21日までの期間に秋田県議会が募集したパブリックコメントには、「どのような影響を及ぼすのか不明」「従来のあきたこまちを食べたい」「選択できるようにすべきだ」といった多くの懸念と不安の声が寄せられている。県が示す「全面切り替え」とは、県内の種場から供給される種子が「あきたこまちR」に切り替わるということであるが、「あきたこまちR」に対する評価は別としても、県内全域で「あきたこまちR」に全面的に切り替えた場合、これまでの「あきたこまち」を生産するためには他県から直接種子を購入するか自家採種するかせざるを得ず、個々の農家に対して過重の負担を強いることになる。また、「あきたこまちR」を「あきたこまち」と表示して販売することで両者の区別が判断できなくなり、不安を感じる消費者が「あきたこまち」の購入を控えることも懸念される。

これらの点に配慮し、「あきたこまちR」への切り替え計画については、全面切り替え方式を見直し、これまでの「あきたこまち」の生産も継続できるように要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月18日

横手市議会議長 小野 正伸

秋田県知事 佐竹 敬久 様